

令和4年（2022年）

2月那覇市議会定例会

追加議案書

令和4年2月18日

令和4年(2022年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第44号	那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	1
報告第11号	専決処分の報告について(若狭市 営住宅における漏水事故:入居者)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	5

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

国家公務員の育児休業等に関する制度改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業
等の取得要件を緩和し、及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する
措置を任命権者に義務付けるため、この案を提出する。

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(ウ) [略]</u></p> <p>イ～ウ [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p><u>(ア) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(イ) [略]</u></p> <p>イ～ウ [略]</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占め</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法</u></p>

る職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出があったときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備

第23条 [略]

第25条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

専決処分の報告について
(若狭市営住宅における漏水事故：入居者)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された 1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 14 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 若狭市営住宅における漏水事故(入居者)

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 若狭市営住宅入居者
賠 償 額 193,105 円

